

# 発掘届出説明書

## [ 内 容 ]

書類は、次の4種類のもので備わっていますので、ご確認ください。

- (1) おもて書き「埋蔵文化財発掘の届出について」  
(2) 別記1 (3) 別記2 (4) 委任状

※該当する「添付書類」とともに(1)おもて書き、(2)別記1、(3)別記2を提出してください。

別記1については、記入箇所はありませんが、書式上必要となりますので必ず添付してください。

※届出を届出者本人でなく代理人が行う場合は、(4)委任状も添付してください。

## [提出方法及び提出後の対応について]

※添付書類とともに2部を工事着手の60日前までに松原市教育委員会事務局教育総務部文化財課(市庁舎5階)へ提出してください。

※届出書を提出された方は、約1週間後に具体的な対応について上記課(電話072-334-1550内線2566)に問合せてください。

- ・「確認調査」が必要な場合は、『埋蔵文化財確認調査依頼書』を別途上記係へ提出していただきます。

## [おもて書きの記入方法]

※届出者の住所・氏名(会社・団体等の場合は、社(団体)名、代表者名)を楷書で記入してください。

また住所・氏名等にはフリガナを付けてください。

※届出年月日は、実際に提出した日付を記入してください。

## [別記2の記入方法(太枠内)]

### 1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番

(注) 住居表示ではなく、地番で記入してください。里道、水路を含む場合はそれも記入してください。

### 2. 土木工事等をしようとする土地の面積

(注) 敷地面積を記入してください。埋設物等の場合は、掘削等土木工事を施す部分の合計面積のみ記入してください。

### 3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所

(注) 全ての所有者を記入してください。欄内に記入しきれない場合は、「別紙のとおり」と記入して別紙をご用意ください。なお、法人その他の団体が土地所有者の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地を記入してください。

### 4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状、時代

(注) 大阪府教育委員会発行「大阪府文化財分布図」、「大阪府文化財地名表」又は松原市教育委員会発行「松原市文化財分布図」の記載内容により記入してください。「員数」は土地が一つの遺跡の範囲にある場合は1、重複する遺跡や複数の遺跡にまたがる場合は該当する遺跡の数を記入してください。なお、わからない場合は、「現状」以外の項目は記入しなくてもかまいません。

### 5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要

(注) 「工事の目的」は該当項目を○で囲んでください。

(注) 住宅については、その用途、形態により次のとおり区分してください。

- ・「個人住宅」 届出者本人が、自らの居住を目的とする住宅。複数の個人が届出者となる住宅については、二世帯住宅等の非営利目的で、届出者の居住・生活にかかる建物と判断されるものは、「個人住宅」として区分してください。届出者が、法人名となることはできません。また、個人名であっても複数同時の届出も分譲目的と判断されますので、分譲住宅に区分してください。
- ・「分譲住宅」 分譲売買を目的として建築する住宅。
- ・「共同住宅」 分譲・賃貸を問わず複数世帯による集合住宅。
- ・「兼用住宅」 店舗付き・事務所付き等営利目的部分を含む住宅。

(裏面もご覧ください)

- ・「その他住宅」 戸建ての借家等、上記の分類以外の住宅。

(注) 個別の住宅が未定の造成のみの工事は、「宅地造成」に区分してください。

(注) 「工事の概要」は、構築物の形状・規模（建築面積）、基礎構造の概要、掘削に関する深度・幅・延長等添付図面で示す内容を可能な限り簡潔に記入してください。

#### 6. 当該土木工事等の主体となる者の氏名及び住所

(注) 請負工事の場合は、契約の両当事者（事業主と請負者）の氏名及び住所を記入してください。

(注) 法人その他の団体の場合は、その名称・代表者の氏名・事務所の所在地を記入してください。

#### 7. 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所

(注) 請負工事の場合は、請負者の現場代理人又は工事責任者等。会社名・部署・肩書・氏名及び事務所の所在地を記入してください。

#### 8. 当該土木工事等の着手の時期

(注) 工事着手60日前までの届出に留意してください。「協議後」と記入してもかまいません。

#### 9. 当該土木工事等の終了の時期

(注) 「着工後〇ヵ月」と記入してもかまいません。

#### 10. その他参考となるべき事項

(注) 連絡先の名称、住所、電話番号、担当者氏名等を記入してください。

#### [添付書類]

ア 位置図 (1/2,500以上の住宅地図、A4大、赤色で記入)	カ 造成計画平面図・断面図
イ 現況図 (1/500以上)	キ 擁壁構造図
ウ 土地利用計画図 (1/500以上)	ク 道路計画横断図・縦断図・構造図
エ 建築物平面図・立面図・断面図・基礎伏図・ <u>基礎断面図、地盤改良を行う場合はその平面図・断面図</u>	ケ 給排水計画平面図・排水施設構造図
	コ 下水道計画縦断図
オ 浄化槽配置図・断面図	サ 防火水槽詳細図
	シ その他工事内容を示す図

(注) 共同住宅等で大規模なものの各階間取り図は、申請者本人が自らの居住を目的とする部分と、その他の部分に区分される建物の場合のみ必要となります。

#### [注意]

※くずし字をなくし、読みやすい文字で記入してください。

※ゴム印を利用する場合は、かすれが無いよう押印してください。

※発掘届出の記入方法、添付書類等についてのご質問は文化財課におたずねください。

※宅地造成等で、松原市開発指導要綱の適用を受ける範囲等に限定して発掘届出をされる事例が一部見受けられますが、発掘届出は、文化財保護法以外の制度の制約を受けるものではなく、実際に土木工事を行う範囲・内容を届出ることが求められていますので、届出に際しては、未届出部分が無いようご注意ください。

#### [業務時間]

※平日 午前9時00分 ～ 午後5時30分 までです。

※土曜日・日曜日・祝祭日の終日と年末・年始の12月29日～1月3日は業務を行っておりません。